

人事院公示第4号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和45年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月18日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、 <u>人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）</u> に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、 <u>人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）</u> 及び <u>人事院規則18—0—5（人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則）</u> に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則18—0（職員の	一 人事院規則18—0（職員の

国際機関等への派遣) (以下「規則」という。) 第4条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、人事院と協議することとされている事項について、その協議に応ずること。

二 規則第7条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

国際機関等への派遣) に規定する次に掲げる事項

(1) 第4条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、人事院と協議することとされている事項について、その協議に応ずること。

(2) 第7条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(3) 第7条第2項の規定に基づき、給与を支給することが著しく不相当であると認めること。

(4) 第8条第3項の規定に基づき、別に平均給与額を定めることを承認すること。

二 人事院規則18-0-5 (人事院規則18-0 (職員の国際機関等への派遣) の一部を改正する人事院規則) に規定する次に掲げる事項

(1) 附則第2条の規定に基づき、人事院が定めることとされ

<p>三 <u>規則第7条第2項の規定に基づき、給与を支給することが著しく不適當であると認めること。</u></p> <p>四 <u>規則第8条第3項の規定に基づき、別に平均給与額を定めることを承認すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>ている職員について定めること。</u></p> <p>(2) <u>附則第3条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。